

## 公費負担の対象と限度額

### 選挙運動用自動車の使用

契約の種類		内容	1日あたりの限度額
個別契約	(1)自動車の借入れ契約	選挙運動用自動車として使用するため、自動車を借入れた料金	8,050円
	(2)燃料の供給に関する契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	3,850円
	(3)運転手の雇用に関する契約	選挙運動用自動車の運転手に対し支払う報酬	6,250円

### 選挙運動用のビラの作成

内容	1枚あたりの限度額	上限枚数
選挙運動用ビラの作成費用	3円87銭	町議会議員選挙:1,600枚 町長選挙 :5,000枚

### 選挙運動用ポスターの作成

内容	1枚あたりの限度額	上限枚数
選挙運動用ポスターの作成費用	4,128円 (270円66銭×ポスター掲示場数(41か所)+158,125円)÷ポスター掲示場数(41か所)	41枚